

## 第8章 共通的・基盤的施策の推進

### 第1節 環境影響評価の推進

#### 1 府環境影響評価条例の制定経緯

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価\***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、事業の実施が環境へ与える悪影響を事前に防止する上で極めて効果的な方法です。

府においては、「環境影響評価法」の制定を契機に従来の「府環境影響評価要綱」を改め、10年10月に「府環境影響評価条例」を制定し、よりの確かかつ明確に大規模開発事業に対する審査・指導を実施しています。

#### 2 府環境影響評価条例の特徴

- ① 環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できないため、環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けている。（スクリーニング）
- ② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けている。（スコーピング）
- ③ 対象事業については、その規模を環境影響評価法の1/2程度まで引き下げるとともに、林道、廃棄物焼却施設の整備等の事業を新たに加えている。
- ④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対象項目にしている。
- ⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施や工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けている。（事後調査）

#### 3 条例に基づく審査案件

第1号案件として、13年2月から長谷山清掃工場（城陽市）の更新事業についての手続きが、城南衛生管理組合により行われました。この施設は、18年9月から稼働しています。

#### 4 法に基づく審査案件

府内での第1号案件として、16年11月から京奈和自動車道（大和北道路）（仮称）についての手続きが、都市計画決定権者である府により行われています。

表3-56 手続きの概要

事業名称	京奈和自動車道(大和北道路)(仮称)
事業種類	一般国道(自動車専用道路)の新設 約12km(内、府域は約30m)
所在地	木津川市(木津川市~奈良県大和郡山市)
環境影響評価の主な手続	16年11月 環境影響評価方法書縦覧開始 18年9月 同準備書縦覧開始

## 第2節 監視測定の実強化

### 1 監視測定の実況

**環境基準\***の達成状況など、環境の状況を把握し、効果的な施策を推進するためには、大気、水質、騒音、振動などの環境の監視測定が重要です。このため、大気、水質及び自動車騒音の常時監視をはじめとする必要な監視測定を継続するとともに、監視測定機器の整備などにより測定項目、地点、頻度を充実させるなど、監視測定体制の一層の充実を図っています。

また、酸性雨の測定や、新幹線走行に伴う騒音・振動等の測定なども実施しています。さらに、**光化学オキシダント\***緊急時、水質事故等の緊急時には、関係機関との連携協力により、迅速、適切に対応しています。

なお、市町村による監視測定を支援するため、騒音及び振動に係る技術指導を行っています。

### 2 高浜原子力発電所に係る環境状況

京都府との府県境まで約4kmの地点にある福井県高浜町の関西電力(株)高浜発電所（以下「高浜原子力発電所」という。）では、4基の原子炉（出力合計339万2千kW）が運転されています。

府では、高浜原子力発電所の運転開始（49年11月）に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後総合的な環境監視を行っています。

また、12年度には、環境放射線監視テレメーターシステムの充実・整備をはじめ、放射線測定所の増設等の強化整備を行い、監視体制及び緊急時の即応体制を一層強化するとともに、表示板やインターネットを通じ測定データや情報等を府民へ提供する機能を強化しました。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、18年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

#### ①環境放射線監視結果

##### (1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

###### (ア) 空間放射線空気吸収線量率

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の18年度における測定値は、31～103ナノグレイ/時（nGy/時）であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩汲、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

18年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、19～66nGy/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

###### (イ) 空間放射線積算線量

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、**TLD\***による約3か月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。18年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.42～0.68ミリグレイ（mGy）であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

###### (ウ) 浮遊じん

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

##### (2) 環境試料の核種分析結果

人工放射性核種は、セシウム-137が検出された試料がありましたが、濃度は例年と同程度

であり、また、コバルト-60等の他の核種は検出されませんでした。検出された人工放射性核種は、過去の核実験や旧ソ連の原子力発電所事故の影響と考えられ、高浜原子力発電所の影響は認められませんでした。

天然放射性核種は、ベリリウム-7及びカリウム-40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出～0.62ベクレル/L (Bq/L)、海水で不検出～1.5Bq/L、空气中湿分で不検出～1.5Bq/L-水の範囲でした。ストロンチウム-90濃度は、陸水、牛乳について不検出～2.3mBq/L、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～690mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については0.011～0.065Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム-90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

### (3) 被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」（原子力安全委員会、13年3月）に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、18年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト/年 (mSv/年) でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」（原子力安全委員会、13年3月）の計算式により試算しました。この方法によると、18年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1 mSv/年を十分下回っており、問題はありませんでした。

## ② 温排水影響調査

本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

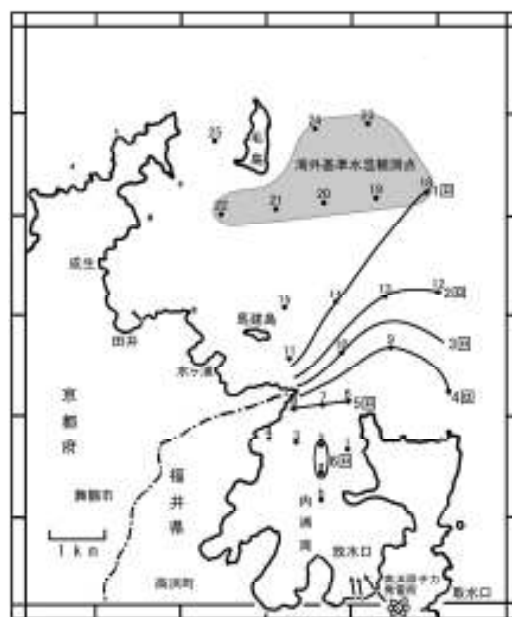
当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められていません。

なお、18年度の6回の調査のうち、18年4月、6月、10月及び19年2月には湾口前面水温\*と湾外基準水温\*\*（脚注参照）との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。また、湾外での温排水は、東北東ないし北東に拡散していることが多くなっています。

(注) 図中の数字は定点番号 \* 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

\*\* 湾外基準水温：定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値

図3-23 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



### 第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農業総合研究所、畜産技術センター、林業試験場）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-57 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	21世紀に向け身近な自然を取り戻す試みー生態系の復元をめざしてー	11年度からプランタ等を使って手軽にできるミニ・ビオトープの提案を始め、現在は都市生活と様々な生き物との共生をめざすビオトープの実証実験を行っています。7年経過し、周辺の環境にすむチョウ（36種）やトンボ（21種）などの多くが研究所構内を生息地として利用するようになりました。 また、13年度に環境学習の場として、新しい形のビオトープ「エコアップガーデン」を設置したのを契機に、府民・NPO・企業などと協働で地域に密着した、環境問題についての多面的な取組を開始し、研究所屋上のビオトープづくりや芝生による屋上緑化効果の比較試験も始めています。
	バイオアッセイを用いた廃棄物埋立処分場評価手法の研究	酵母ツーハイブリッド・エストロゲンアッセイ法を用い、府内の産業廃棄物処分場の浸出水、浸透水や処理水、観測井地下水や周辺の河川水などのエストロゲン活性の動態調査を継続して行い、浸透水・浸出水の大部分でエストロゲン活性がみられました。これは処分場の立地条件や埋立物を考えると、人・動物のし尿に由来するものではなく、何らかの化学物質に由来するものと考えられました。処分場からの処理水や周辺環境水を個々の化学物質で評価する一方、バイオアッセイ法はそれらの総合的な評価手法となりうると考えられ、さらに河川水等の調査を継続しています。
	京都府におけるフィルターパック法及びパッシブ法による乾性沈着調査	酸性雨による環境影響を評価するため、降水による湿性沈着のほか、フィルターパック法及びパッシブ法によりガス状物質や粒子状物質による乾性沈着量を調査した。その結果、全国レベルと比べガス状物質ではSO <sub>2</sub> が低く、HN <sub>3</sub> が高いこと、粒子状物質ではCl <sup>-</sup> が低かったが、その他の物質では差異は認められないものが多かった。また、ガス成分の季節変動、経月変化では、南部と北部では異なる傾向が見られ、北部03と南部のポテンシャルオゾンがほぼ同程度になる結果が得られた。
	京都府南部地域における光化学オキシダント高濃度事象の特性	近年の本府南部地域のオキシダント濃度の状況及び高濃度事例を解析し、昼間の1時間値の年平均値は上昇傾向にあること、高濃度事例では120ppbとなった日数は京都市地域で最も多く、次いで宇治地域、相楽地域が多かったが、京都市を除く南部地域で増加する傾向が見られること、大阪からオキシダント汚染気塊の移流が明瞭な日と明瞭でない日があることが分かった。
	京都府の大气中アスベスト濃度について	アスベストは昭和49～62年頃をピークに、多くが建材として使用された。今後老朽化により順次解体されるため、京都府内の環境中のアスベスト濃度の調査を平成16年～18年度に行った。調査の結果、すべての調査地点で大気1リットル中1本未満であり、地域差は認められなかった。また、アスベスト除去工事現場敷地境界においても一般環境中と同等のレベルであった。
	京都府大気汚染常時監視測定網の見直し結果について	大気汚染の状況は横言い又は減少傾向にあり、平成15年度には窒素酸化物等について、全局で長期的評価による環境基準を達成したが、光化学オキシダントは濃度が上昇傾向にある。このような状況を踏まえ、測定局や測定項目の見直しを統計的手法を用いて検討した結果及び環境省が示した望ましい測定局数の考え方から六人部、長田野、西舞鶴及び長岡京局を廃止し、国道24号局を新設し、測定局数は4減1増で19局となった。
	全天候型連続処理式光触媒低沸点有機化合物分解装置の検討	これまで光触媒を用いた低沸点有機塩素系化合物の処理法を検討してきましたが、半連続的処理が可能な改良型装置を用いて宇治田原町で実証的な処理実験を行い、年間を通じて日量180 lの地下水に対し、0.007～0.009mg/lのテトラクロロエチレンを平均95%除去できました。
	内分泌かく乱化学物質が野生動物に及ぼす影響に関する研究	京都府南部の外因性エストロゲンによる汚染が疑われる地点と対照地点でクサガメを捕獲し、当所で開発したELISA法を用いて血清VTG濃度を測定し、各地点のエストロゲン活性と関連づけて比較考察した。その結果、汚染地点において、正常値より明らかに高いVTG値を有する個体が雄及び未成熟雌ともに出現したが、対象地点との間で出現率に有意差はなかった。また、雄及び未成熟雌の血清VTGレベルに、地点間における有意差はなかった。これらの結果から、環境中の外因性エストロゲンレベルは、クサガメ雄及び未成熟雌に血清VTGの上昇という繁殖生理上の影響を及ぼすほど深刻でないことが示唆された。

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	掛け流し温泉における適切な衛生管理手法の開発等に関する研究	温泉施設でのレジオネラ属菌による汚染が問題となり、適切な衛生管理が必要とされています。そこで、府内の掛け流し式温泉の調査結果でレジオネラ属菌が検出された1施設について、浴槽等の拭き取りによる詳細調査を行い、清掃しづらい奥まった箇所等にあるヌメリ部分にレジオネラ属菌が存在していたこと、そして、それらを除去するためには、ブラシ等による物理的な清掃を加えた洗浄方法が有効であることが分かりました。また、レジオネラ属菌の検査方法として遺伝子解析技術を用いたLAM-PCR法が有用であることが分かりました。
中小企業技術センター	環境調和型携帯電話用回路基盤の開発	機械的強度に優れた生分解性の環境調和型電気電子材料の開発を目的として、ポリ乳酸及びナノ繊維であるマイクロファイブリル化セルロース繊維からなる高分子複合材料の自然環境下における生分解性の評価を行いました。（同志社大学との共同研究）
	TDRによる土壌水分多点同時計測技術の開発	降雨による土壌浸透水は、崖崩れや土手の決壊に大きく影響しているため、この被害防止を図るには土壌中の水分を的確に常時監視できる技術の開発が必要です。そこで、本研究では、体積含水率を容易に測定可能なTDR（時間領域反射測定法）を用いて多点同時に測定可能な手法を提案し、土壌水分測定に利用可能であることを検証しました。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を有効利用する「絹蛋白の有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っています。
農業総合研究所	モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査）	土壌環境の実態とその経時的変化を把握するために、54年度から府内農耕地220箇所に定点を設け、5年ごとにpH、石灰等の地力項目、Cu、Cd、As等の土壌汚染項目、硝酸塩等の環境項目について分析測定を行いました。 11年度からは前述調査の土壌汚染項目について、4ブロック49地点で調査を行っています。
	土壌汚染防止対策事業（対策地域調査）	63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策地域内に2箇所の代表地点を設け、土壌及び農作物等の状況を監視しています。
	農薬残留調査	17年度は伏見トウガラシ等3農薬について、作物残留濃度の分析を実施しました。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用されます。
畜産技術センター	家畜ふん尿の急速発酵処理技術の確立	堆肥化時に最適な通気処理を行うことにより、微生物の有機物分解能力を最大限に高め、良質で堆肥容積量の少ない状態で急速発酵処理技術を確立しました。
	樹木チップを用いた低コスト脱臭装置	畜産現場での臭気対策として、特にふん尿処理施設からの悪臭除去を目的に、自力施工もしくは地元請負業者による施工が可能な、簡易で低コストに設置できる実用規模の脱臭装置を開発しました。
	クリプトスポリジウム等人獣共通感染症病原微生物の吸着除去試験	畜産事業所などの排水に含まれる病原性微生物の流出を防止するため、環境に影響が少なくかつ安価な吸着資材を用いた排水中の病原性微生物を殺菌、吸着し除去する技術の確立に向けた研究を行っています。
林業試験場	溪畔林を生かした溪流保全に関する調査	山間部を流れる河川に治山ダム等の構造物を造ったときの河川環境に及ぼす影響や周辺森林の回復状況等を調査します。 また、環境や生態系に配慮した構造物の設置場所や規模・構造、施工方法等を検討するとともに、人々が親しみやすい森林づくりを進めるための指針を作成します。
	野生鳥獣被害に対する効果的な防護策の設置・管理に関する研究（ニホンジカ）	ニホンジカの被害対策として防護柵の設置が進められています。 そこで、より一層、被害を減少させるため、ニホンジカの行動特性や防護柵の設置・管理状況、周辺環境の状況を調査・分析し、効果的な防護柵の設置・管理方法を明らかにします。
	皆伐された竹林内での放牧牛による竹林への影響調査	皆伐された竹林内でのタケノコ等を放牧した牛に採食させることが、竹林の再生に及ぼす影響を調査し、竹林拡大の防止に効果的な放牧方法を検討しています。



## 第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

### 1 府国土利用計画

府国土利用計画（以下本項において「府計画」という。）は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に則して、府域における総合的かつ計画的な国土利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向について長期的な目標を定めるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものとして第1次計画が53年10月に策定され、第2次計画として61年3月に、第3次計画として8年11月に改定されました。

府計画では、安全で安心できる国土利用や歴史的環境の保全に配慮するなど国土利用の質的向上を目指すとともに、土地の高度利用、低未利用地の利用促進など国土の有効な利用を図るという基本方針の下、各利用区分別の規模の目標値を定め、これを達成するために必要な措置の概要を示しています。

### 2 府土地利用基本計画

府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、土地利用の基本方針を定めるとともに、府域に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、それぞれの地域の土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めています。

なお、基本計画は、毎年必要に応じて変更を行うこととなっています。

## 第5節 公害防止計画の推進

### 1 府における計画策定の経緯

都市化が進行し、環境汚染が顕著になっていた府南部の7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、田辺町（現京田辺市）、大山崎町及び久御山町）の地域を対象として、淀川流域公害防止計画（計画期間：47～51年度、52～56年度）及び京都地域公害防止計画（計画期間：50～56年度）を策定し、更に両計画が、京都地域公害防止計画（計画期間：57～61年度、62～3年度、4～8年度、9～13年度、14～18年度）に統合され現在に至っています。この間、環境質の改善が進み、9年度に城陽市及び京田辺市（旧田辺町）が策定地域から除かれました。

府では、関係市町等と連携し、計画に基づき各種公害防止施策の円滑な実施に努めています。

### 2 京都地域公害防止計画の概要

#### ①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の5市2町

#### ②計画の期間

14年度から18年度までの5年間（見直し計画（19～22年度）策定協議中）

#### ③計画の目標

##### (1) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

## (2) 河川の水質汚濁

大阪湾に流入する**COD\***の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる**富栄養化\***の防止を図る。

### ④計画の目標

環境基準の達成

### ⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、廃棄物処理施設の整備、下水道の整備等の公害対策事業を実施する。

また、交通対策や**低公害車\***の導入等の公害関連事業も併せて実施する。

## 第6節 公害紛争処理等の実施

### 1 公害苦情の処理

18年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は1,965件で、昨年度比214件増、過去最高だった15年度に比べ69件増加しました。

#### ①種類別苦情件数

##### (1) 典型7公害\*について

18年度の苦情件数を公害の種類別にみると、廃棄物の野外焼却等からのばい煙などの大気汚染が432件と多く、次いで工場からの有機溶剤、**浄化槽\***などからの悪臭が350件、建設作業や産業用機械作動などの騒音が276件、汚水の流出などの水質汚染が213件となっており、苦情件数は、大気汚染、悪臭、騒音及び水質汚濁に関するもので全体の6割強を占める状況にあります。

また、前年と比べると水質汚濁が7件減少し、騒音53件、悪臭50件、大気汚染27件、土壌汚染2件の増加がありました。

##### (2) 典型7公害以外の苦情について

典型7公害以外の苦情671件を種類別にみると、廃棄物投棄に関するものが579件（昨年比104件増）と多く、その他は92件（昨年比15件減）となっています。

#### ②発生源の種類別・原因別苦情件数

発生産業別では、建設業が270件と多く、次いで製造業が212件と2業種が特に多くなっています。さらにサービス業が96件、飲食店・宿泊業が67件、また、個人などの会社・事業所以外人が325件、その他・不明が785件となっています。

発生原因別にみると、廃棄物投棄が575件、焼却（野焼き）344件、工事・建設作業152件、流出・漏洩142件、産業用機械作動107件となっています。

#### ③地域別苦情件数

18年度の苦情件数1,965件を地域別に見ると、南部地域(京都市を除く)が778件と最も多く、次いで京都市地域が608件、北部地域が302件、中部地域が277件の順になっており、全苦情の約7割が南部地域及び京都市地域に集中しています。

図 3-24 公害苦情件数の経年推移

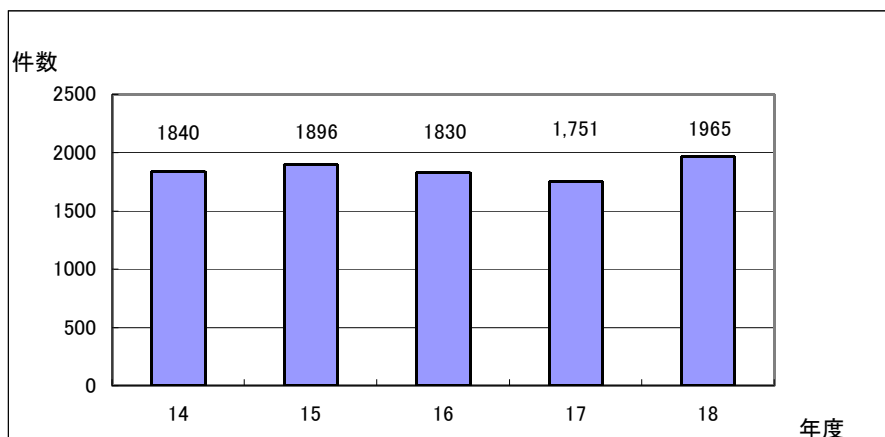
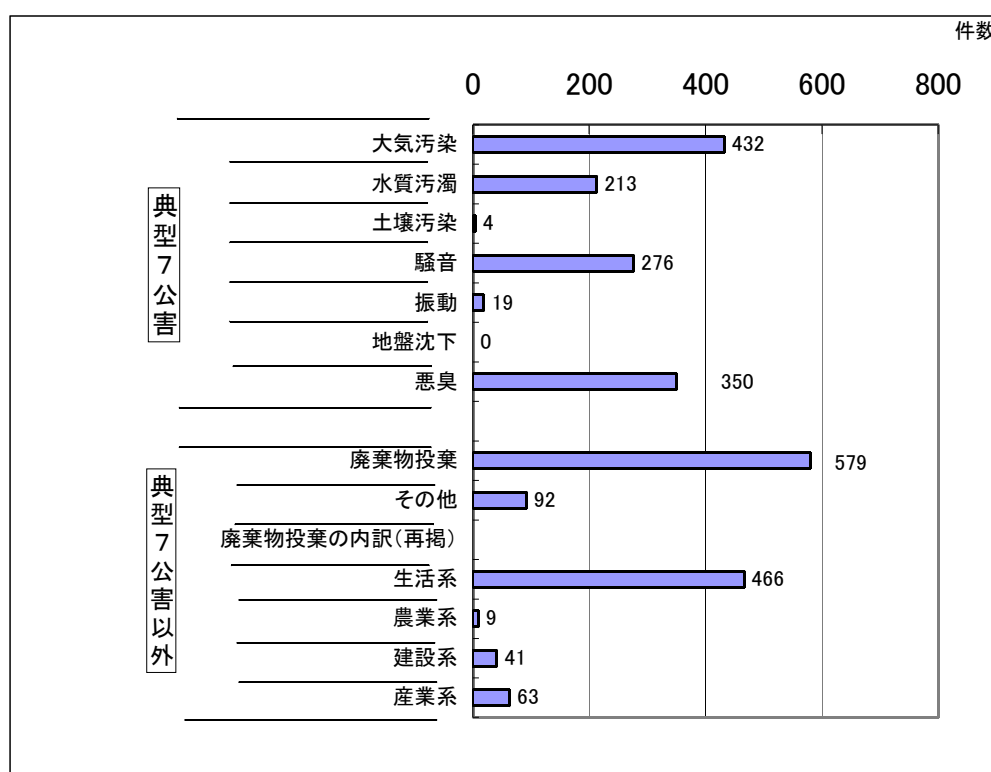


図 3-25 公害苦情の種類別件数



## 2 公害紛争の処理

公害苦情については、一般的には被害者から苦情申立てが行われ、これが早期に解決されず、加害者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していきことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、行政分野に公害紛争を処理するための制度として公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

19年3月末までに処理した公害紛争事件は33件（調停32件、仲裁1件）で、調停成立15件、調停打ち切り13件、調停申請取下げ3件（ただし、一部調停打ち切り一部申請取下げ1件）、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては、騒音・振動に係る事件が多く、地域としては京都市に係るものが28件、京都市以外の地域に係るものが5件となっています。



## 第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大半を占めています。

産業廃棄物の処理を巡る事犯では、廃棄物の偽装や有価物抗弁で行政指導を無視して敢行するもの、摘発を免れるために休日や早朝・夜間に敢行するものなど手口が悪質巧妙であるほか、府県境を越えて運搬投棄される広域事犯も後を絶ちません。また、一般廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙も増えています。

18年中は、暴力団等が関与する事犯や行政指導を無視した悪質な事犯に重点指向した取締りを推進し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等で、201件247人を検挙しました。

表3-58 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	14年		15年		16年		17年		18年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大気汚染に係る事犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質汚濁に係る事犯	-	-	-	-	-	-	1	2	17	14
廃棄物に係る事犯	180	219	236	206	179	201	166	222	184	233
その他	4	4	9	9	18	23	5	6		
合計	184	223	245	215	197	224	172	230	201	247

注) 暦年(1~12月)による

## 第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、資料編資料6のとおり、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。